

## ご活用ください スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、(公財)スポーツ安全協会が運営する保険で、スポーツ活動に限らず、文化・ボランティア活動などを行う4人以上の団体が加入することができ、活動中はもちろん、自宅から活動会場までの往復中の事故や賠償責任が生じた事故、突然死葬祭費用も補償対象となります。

令和4年度からは保険内容の改定により、被保険者の年齢判断は、新規・中途加入とも4月1日時点の年齢となります。

また、令和5年度からインターネットによる加入受付のみとなる予定です。円滑な移行のため、令和4年度もインターネットでの加入手続きを行うようお願いいたします。

申込書は、生涯学習スポーツ課、南河原支所、行田グリーンアリーナ、行田市民プール、各地域公民館に置いてありますので、加入されていない団体は、ぜひご検討ください。

詳しくは、(公財)スポーツ安全協会埼玉県支部までお問い合わせください。

▶お問い合わせ (公財)同協会埼玉県支部 ☎048-779-9580

## 公共下水道の供用開始区域を 拡大しました

3月31日から次の供用開始区域を拡大しました。区域の詳細は、下水道課で閲覧できます。

- ▶**供用開始区域** 元荒川第10処理分区(藤原町1丁目の一部・藤原町2丁目の一部)
- ▶**問い合わせ** 同課 ☎564-0303

## ご存じですか 検察審査会

「交通事故、詐欺、脅迫などの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない」というような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。お気軽にお問い合わせください。

審査申し立てや手続き案内に費用はかかりません。審査員は、選挙権を持っている20歳以上の方の中から「くじ」で選ばれることになっています。

▶**問い合わせ** 熊谷検察審査会事務局 ☎500-3111

## 各種相談 (4月15日～5月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期 日	時 間	問い合わせ	
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	4月26日(火)	※予約は4月1日(金)から	午前9時30分～正午	地域活動推進課 (内線252)
		5月12日(木)	※予約は4月15日(金)から	午後1時30分～4時	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	4月18日(月)	午後1時30分～3時30分		
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)	
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	5月11日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎564-0104	
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301	
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411	
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)	
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	4月19日(火)、5月10日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131	

## 合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置者に補助金を交付しています。補助金を希望する方は、内容を確認の上手続きをしてください。

単独処理浄化槽は、台所や洗濯、風呂などの排水を未処理のまま放流するもので、河川の水質に大きな影響を与えます。一方で、合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理することができ、単独処理浄化槽と比べると河川の水質に与える影響を約8分の1にすることができます。

### ▶手続きおよびスケジュール

実施時期	手続き
4月1日～28日	事前申込書提出
5月上旬ごろ	公開抽選会および抽選結果通知(予算額を超える事前申し込みがあった場合に実施)
5月中旬ごろ～	浄化槽設置届、補助金交付申請書提出
6月上旬ごろ～	補助金交付決定通知(交付決定後に、設置工事に着手すること)

※環境課で配布している各種様式(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、直接同課へ提出してください。

### ▶対象

- 単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から転換して、環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する方
- 行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域で、主に住居を目的とした住宅(居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)にお住まいの方  
※浄化槽処理区域は市ホームページで、必ず確認してください。
- 住宅を借りている場合、貸貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾を得ている方
- 市税を滞納していない方

### ▶補助金額(設置費、処分費、配管費の合計額が補助金額)

区 分		交付金額	交付金額 (※市内業者施工)
設置費	5人槽	352,000円	372,000円
	7人槽	434,000円	454,000円
	10人槽	568,000円	588,000円
処分費	単独処理浄化槽	90,000円	
	くみ取り便槽	60,000円	
配管費		100,000円	

※浄化槽設備士が所属する設置工事業者が市内業者の場合、設置費に20,000円の上乗せ補助を行います。

### ▶その他

- 環境配慮型の合併処理浄化槽を設置することが補助の条件です。
- 新築などの建築確認申請を伴う場合は、補助の対象になりません。
- 補助金の交付決定前に着工された場合、補助の対象になりません。
- 原則として、既存の単独浄化槽またはくみ取り便槽を撤去し、適正に処分してください。
- 予算の範囲内での補助になりますので、年度途中で終了する場合があります。
- 保守点検や清掃の他に浄化槽法に定める法定検査(7条・11条)を必ず受けてください。

▶**申し込み・問い合わせ** 環境課 ☎556-9530

▼お問い合わせ 環境課 ☎556-9530

### さしあげます

▷ハムスターケージ ▷シルバーカー ▷鷹の剥製 ▷都市ガス用炊飯器 ▷パソコンデスク ▷エレクトーン ▷囲碁セット ▷工業用ミシン ▷子ども用ハイチェア ▷会議用長椅子 ▷将棋セット ▷座布団 ▷通学用自転車 ▷タンス ▷テーブルポット ▷猫用ケージ ▷パン焼き器 ▷マッサージチェア ▷餅つき機 ▷ライティングデスク ▷冷風扇

### ゆずってください

▷紙パック式掃除機 ▷ノートパソコン ▷電子レンジ ▷刈り込みばさみ ▷高枝切りばさみ ▷着付用練習ボディ ▷オープンレンジ ▷ヒップシート ▷女性用ゴルフセット ▷製麺機 ▷子ども用自転車

## 不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てくださいます。